

下水道用機械・電気設備主要機器並びに一般製品製作企業選定要綱細則

平成19年3月19日制定
平成20年3月17日改定
平成24年8月9日改定
平成29年4月1日改定
平成29年10月1日改定

(年度途中の選定)

第1条 要綱第6条第3項の年度途中で主要機器並びに一般製品製作企業を選定できる場合は、次の各号による。

- (1) 選定されている企業の統合、分社、事業移管、その他これに類する場合
 - (2) 委員長が認めた場合
- 2 選定は、要綱の定めにより審査し選定する。ただし、第1号の場合は、その事実を証明する書類の提出により選定を認める。

(主要機器製作企業審査の納入実績及び経営状況審査の方法)

第2条 要綱第8条第1項に規定する納入実績及び経営状況審査の方法は、次による。
建設業法第27条の23に基づく経営事項審査(以下「経審」という。)の総合数値を算出し、その数値をもとに次号の方法で、各企業の経審総合審査の得点算出する。ただし、得点の上限値は60点とする。

2 経審総合数値から納入実績及び経営状況審査の得点への換算式

$$S = 60 \times \frac{P - (\text{経審総合数値下限値})}{P_0 - (\text{経審総合数値下限値})}$$

S : 納入実績及び経営状況審査の得点

(整数とし小数点第1位を四捨五入する。また、 $S > 60$ の場合は $S = 60$ とする。)

P : 経審総合数値

P_0 : 経審総合数値上限値

経審総合数値下限値 : 281

3 経審総合数値の上限値の決定

主要機器の種類ごとに、経審総合数値の上位から選定希望企業の30%(小数点1位を四捨五入し、整数とする。ただし最低2とする。)の企業の経審総合数値を平均した数値を50で除し、小数点第1位で四捨五入した数値に50を乗じて得た数値を上限数値とする。

4 経審総合数値の算出

(1) 年間平均完成工事高の算出

国、地方公共団体及びその他公益法人の納入実績をもとに、主要機器の種類ごとに過去5年間の年間平均売上高に一定の比率を乗じて得た金額を「経審の許可を受けた建設業にかかる建設工事の種類別年間平均完成工事高」とみなし算出する。また、要綱第6条2にて規定する新規開発の場合については、経審総合数値を算出するにあたっては、年間平均売上高の評点は、評点の下限値(397)を採用する。

(2) 経審通知書の評点

自己資本額及び利益額評点、経営状況評点、元請完成工事高及び技術職員数評点、その他の審査項目(社会性等)評点は経審の適用する数値を採用する。

- (3) 上記(1)、(2)の評点の評点割合を乗じ、経審総合数値を算出する。
- (4) 経審を取得しない企業(公共工事を行わない企業)は、経審の取得に必要な資料の提出を受け、経審に相当する数値により、経審総合数値を算出する。

(主要機器製作企業審査の品質管理及びアフターサービス審査の方法)

第3条 要綱第8条第1項に規定する品質管理及びアフターサービス審査の方法は、次による。

次の各号の評価内容について、上限値を40点とし得点化を行う。

- (1) 納入実績規模
申請主要機器における国、地方公共団体及びその他公益法人の納入台数(数量)を評価する。
- (2) 品質管理
品質管理担当の人員数、品質管理・検査体制等について評価する。
- (3) 技術能力
設計、製作、開発担当の人員数、技術開発体制等について評価する。
- (4) アフターサービス体制
アフターサービス人員数、アフターサービス拠点、機材調達拠点の所在地について評価する。
- (5) 評定にあたり数値的判断を行う場合は、前条第3項に規定する企業の平均値を基準値とする。
- (6) 評点は、整数とし小数点第1位を四捨五入する。

(一般製品製作企業審査の方法)

第4条 要綱第8条第2項に規定する審査の方法は、次による。

- (1) 納入実績規模
申請種目における一般製品の納入台数(数量)を評価する。
- (2) 品質管理
品質管理・検査体制等について評価する。
- (3) 技術能力
技術開発体制等について評価する。
- (4) アフターサービス体制
アフターサービス拠点、機材調達拠点の所在地を評価する。
- (5) 評点は、整数とし小数点第1位を四捨五入する。